

第5回ECU環境カウンセラー全国交流会基調講演

# 環境カウンセラー二十歳の旅立ちにむけて

( 要 旨 )

2014（平成26）年11月12日

特定非営利活動法人  
環境カウンセラー全国連合会  
理事長 佐々木進市

はじめに

1. 環境カウンセラーの知識の棚卸しが一気に必要な状況に！
2. 環境カウンセラーに必要な基礎的力量について
3. 今後の環境カウンセラーの活動方向と新しい制度設計の必要性について
4. 今年度発注の環境カウンセラー制度関連の環境省委託事業について

## はじめに

みなさんこんにちは

平成 26 年度から理事長を務めさせていただきます  
佐々木進市です。

代々の理事長の元で、事務局長、専務理事、副理事  
長をさせていただきました。わたしは四代目の理事  
長になります。

よろしく申し上げます。



ECU 理事長 佐々木進市  
(1949 年生 65 歳)

### ECU 設立 15 周年で一区切り

さて、来る平成 28 (2016) 年は環境カウンセラー制度創設 20 周年です。

そして、ECU、環境カウンセラー全国連合会設立 15 周年に当たります。ECU  
の設立は平成 13 (2001) 年ですから、わたしたちは 21 世紀とともに産声を  
あげたことになります。

ああ、もうそんなに経ったんだと思われる方も多いのではないのでしょうか。  
あと 2 年であつという間にすぎさったかにみえる 15 年間の終わりになります  
が、この中には当然わたしたちにとって重要なイベントがいくつもつめこま  
れている訳です。京都議定書の実施期間が始まり、そして、終わりました。  
国連 ESD の 10 年も始まって、終わりました。

東日本大災害という未曾有の災害があり、その傷はいまもって癒えておりま  
せん。この災害は地震や津波といった自然災害に匹敵する原子力災害という  
新しい災害を人類の歴史につけ加えました。しかし、この災害を自然的、社  
会的、経済的、政治的な面から多角的にとらえる視点、つまり ESD 的な視点  
からどうとらえていくのかという問いへの回答はわたしたちがこれからつく  
りだしていかなければならない課題のままです。

みんなでストップ地球温暖化の旗をふっている間にも、大気中の二酸化炭素

濃度は上がり続け、生物多様性への取組みも胸を張れるような成果を上げることができないでいます。地球規模での環境指標の悪化はこの15年間の世界中の人々の献身的な取組みをもってしても食い止めることができなかった、という結果に終わるのでしょうか。

しかし、「わたしたちの15年」はまだ終わっていません。わたしはこの15年間の取組みを、地球規模での環境保全の闘いの第1ラウンドと考えます。2年後のECU設立15周年の場で、わたしたちが稼いだポイントをみんなで数えてみることにしたいと思います。

### **ECUの3Rの年**

わたしは、ECU設立15周年に向けたこれからの2年間のECUの3Rの年と位置づけます。

リセット、リニューアル、そして、リスタートの3Rです。そのなかで、わたしたち環境カウンセラーが個人として、団体として、あるいは、その連合体として、いわゆる環境専門家の生態系の中で、いま、どのようなニッチにあり、さらに、今後どのようなニッチをめざすべきなのか、みなさんとじっくり議論をつめてまいりたいと思っています。

### **次のステップに向けて**

2年間の3R活動をふまえ、わたしたちの進む道はどのようなものになるのでしょうか。

環境カウンセラーとその全国組織としてのECUの新しい将来像を求めて、みなさんと共に歩んでまいりたいと思います。

みなさんのご指導、ご支援を切にお願いする次第です。

## 1. 環境カウンセラーの知識の棚卸しが一気に必要な状況に！

今年から再来年にかけて、わたしたち環境の専門家にとって、知識の総入れ替えのシーズンになる。当然、知識間の結びつきの意味合いも変化する。今が新しい**知識の体系化**のチャンス期間である。反対に、このタイミングを逃したら、環境カウンセラーは環境の専門家として生き残れないかもしれない。

ごく一般的なものを思いつくまま列記すると

☆解散総選挙後の与党の環境政策が新しい流れになる。

☆ 国連ミレニアム目標が、持続可能な開発目標 (SDGs) に変わる (2015 年)。  
現在提案目標 17 項目。各提案目標毎に複数のターゲット。  
「IGES 仮訳」参照。当然、ESD と関連する。

☆ IPCC アセスメントレポートが第 5 次のもことになる。  
統合報告書、政策決定者向け要約 (SPM) も含む。  
これらのレポート全部を精読、理解している人物はいるのか、という情報伝達問題。

☆ 気候変動枠組み条約、京都議定書の次の枠組みが (何らかの形で) 決まる。

☆ わが国の適応計画 (「緩和、適応」の「適応」) が来年決まる。

☆ 再生可能エネルギー固定価格買取制度 (FIT 制度) の見直しはじまる。

☆ 日本国の批准がないまま生物多様性条約、名古屋議定書が発効した (10 月)。

☆ ESD の新しい展開が始まる。名古屋と岡山からの発信。

☆ 学習指導要領が全面改訂される。環境関連項目の内容、配分が変わる。

(学校教育の場での ESD 内容の改訂。教職員への教育ニーズ (教え方を教えるというニーズ) 増大。)

☆ ISO14001 が改訂になる。

エコアクション 21 への影響。マネジメントシステムの原則となるべき事項。

☆ エコ検定の公式テキストが全面的に変わった (改訂 4 版)。

ECU は今回から編集、執筆に参加した。受験対策講座。ECU 環境教育インストラクター、環境カウンセラーへの関連づけ。

## 2. 環境カウンセラーに必要な基礎的力量について

a 科学と政策/政治をはっきり分けて考えることができる。

- ・科学は「仮説」を「証明」する世界。

時間無制限で最後まで突き止めなければならない。

- ・政策/政治は「必要なこと」を「決定」する世界。

あるときまでにある方法で決めなければならない。

- ・次の 2 つの場合を見極める力量を養うことも必要。

科学の中に政策/政治が含まれている場合。

政策/政治の中に科学が含まれている場合。

\*以上の議論の詳細は拙著「環境の雑学」(ぎょうせい)「Q3 環境問題を理解するためには」参照

b 気候変動対策における「緩和策」と「適応策」の意義、内容を地域レベルまで落として考えることができる。

地域の適応計画の中核的な推進者として、人材の活用面からも地域に根ざした活動を積み重ねてきた環境カウンセラーは最適な人材である。そのニーズに応えることができなければならない。

- c ある事象をひとつの全体としてとらえ、そのうえで「いまそこでそのような状況」を理解することができる/しようとするすることができる。

各分野の専門家を集めても問題が解決できるとは限らない。部分を集合しても全体が機能する/全体に再現できるとは限らない。したがって、「はじめにもおわりにも全体ありき」ということを理解する必要がある。自然と社会が複雑に関係し合う全体が環境である。全体最適がわれわれの目標である。全体最適とはわたしたちの社会が持続可能な状態にある、ということである。

ここから、部分の専門家ではなく、全体、つまり「環境」の専門家である環境カウンセラーの必要性が生まれる。そしてそこに環境カウンセラーが ESD に関わるべき必然性が存在する。

現在の専門分類 12 種もこの観点から見直しが必要になる。

将来、環境カウンセラー向けテキストを作成するときや、試験問題を作成するときの知識体系も、このことを中心に考案される必要がある。

「全体の専門家」という一見して相矛盾するかにみえる考え方について、参考事例がないわけではない。厚生労働省で検討している「専門医」制度の改革において、将来的に「総合医」や「総合診療医」を専門医として養成しようとする動きがある（専門医の在り方に関する検討会、厚生労働省）。

- d 活動/カウンセリングの枠組みとして ESD を活用することができる。

ECD は国際社会共通の価値観を含んだ環境知識/教育の枠組みとして重要である。

環境カウンセラーは地域における ESD 普及推進の中核的人材になるべきである。

環境カウンセラーは社会に対して、抽象論ではなく ESD に関わる具体的なモデルを積極的に提示すべきである。持続しなかった事例も含めて。「消滅可能性都市」や地方創生政策、との関連。

日本には世界に誇るべき「持続可能な社会」の原始モデルがある。

寒冷化や温暖化、海面上昇（縄文海進）などの気候変動に適応しながら7000年間つづいた南茅部縄文文化（北海道函館市）などの情報を共有しつつ世界に発信しよう。

これらはユネスコの世界文化遺産に仮登録されているが、わたしたちは本登録される前に発信を開始すべきである。

2009(平成21)年1月5日世界遺産候補としてユネスコ世界遺産センターの世界遺産暫定一覧表に記載済み。遺産名称は「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」。

「北海道・北東北の縄文遺跡群は、約1万年間もの長期にわたり気候変動や環境変化に適応し持続可能な定住を実現した、自然と共生した人類と環境との関わり、土地利用の形態を示す顕著な見本である。」（縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局（青森県教育庁文化財保護課内）

また、熊沢蕃山などの自然と社会経済の調和的発展を唱えた日本の先達を環境カウンセラーのコンピテンシーモデルとしてとらえることも必要である。

環境カウンセラーは、これらの情報を広く世界（国連、在日大使館含む）や社会、政界、官界、経済界などに発信しよう。

#### e 知識についての知識を提供/付与することができる。

一般に知識には価値観が含まれていることが多く、ある人が「自分に必要」な判断をする場合、まず純粋な知識である部分と含まれている他人の価値観/意見を分離する必要がある。そのため、「ある知識を説明できる知識」を提供する人材が必要になる。

#### f 学習計画としてのシラバスの作成ができる（教え方を教えるために）

ユーザー別の環境シラバスの提供が求められている。ある項目の全体をどのようにとらえ、どのように系統だって学習するのが効果的

か。わたしたちがシラバスの作成、蓄積、提供、改善のプロセスに参加することは重要である。

環境カウンセラーの人数は限られるので、環境カウンセリングの対象を例えば教師、環境教育担当者、環境保全活動のリーダー地域の環境教育・活動の指導者層に集中することが効率的かつ効果的である。

したがって、二次的に利用可能なノウハウとしてのシラバス作りとその提供（研修も含む）は彼らの活動支援のために不可欠である。環境カウンセリングの対象者を絞ることは環境カウンセラー登録制度実施規程上も自明である（「環境保全活動を行おうとする者」）。登録実施規程の詳細の解説は拙著「こんなにおもしろい環境カウンセラーの仕事」（中央経済社）の第2章「環境カウンセラー」ってなに？参照。登録実施規程の解説書は現時点でこの本しかないかも知れない。

### **3. 今後の環境カウンセラーの活動方向と新しい制度設計の必要性について**

#### **活動の見直しが必要な時期**

地域での環境カウンセラーへのニーズの変化と高まりを考えると、これまでの団体としての活動、あるいは団体に属さない個人としての活動を、環境カウンセラーが自ら見直す時期に来ていると判断される。

#### **努力と制度がセットで必要**

地域に受け入れられ、必要とされる状況を自ら創出する努力が必要である。また、その努力がより良い成果を生むように制度がバックアップする必要がある。どちらが欠けてもいけない。両者はセットであってこそ効果が生まれる。

#### **高度にシステム化された質の高い活動が必要**

今後の地域での活動は個人の活動であっても、全国の環境カウンセラー等と



の相互支援・連携のもとに実施されるような高度にシステム化された質の高い活動となることが望まれる。

(効率の良いインフラ整備の必要性)

各地の EPO など既存のインフラの積極的な活用を考えることも重要である。

### **制度設計が必要**

そのための制度設計がいま必要になっている。

それは今後 2 年間程度で完了することが望ましい。二十歳の旅立ち。

### **環境カウンセラーの活動を規定している制度**

環境カウンセラー登録制度実施規程（平成 8 年 9 月 5 日環境庁告示第 5 4 号）

制度設計の見直しは実施規程の見直しに直結する。

当事者であるから環境カウンセラーサイドからの改訂内容の提案があつて当然である。

## **4. 今年度発注の環境カウンセラー制度関連の環境省委託事業について**

### **1) 平成 26 年度「環境カウンセラー登録制度」運用等業務**

上記のうち「環境カウンセラー登録制度」の今後の方針に関する検討会の設  
営・運営

→検討会の実際の名称「環境カウンセラー制度検討会」

**担当：環境教育推進室**

**内容：仕様書抜粋**

検討委員には、(中略)とりまとめた課題に対する対応について検討するとともに、当該制度の地方自治体等への移管や民間企業等への移管も含めた当該制度の方向性について、抜本的な検討を行うものとする。

佐々木意見

移管先の決定が制度改革の目的ではない。環境カウンセラーが真に国民の利

益になるような活動を行えるようにするためには、どのような制度が必要かという観点からの議論が必要である。

一般論として、制度と移管先を複数想定し、制度運用のパフォーマンスを比較検討してみることも考えられる（ケーススタディ）。

旧制度から新制度に移行するまでの過程。新制度への移行後のあり方、進め方。

## 2) 平成26年度持続可能な地域社会構築のための地域人材活用方策検討事業委託業務

**担当：環境計画課**

**内容：仕様書抜粋**

### 【目的】

（中略）そこで本業務では、全国の環境カウンセラーの地球温暖化対策に関する活動事例を収集し、整理・分析することで、ひいては持続可能な開発のための教育（ESD）などの持続可能な地域社会の構築を進める上で参考となる情報としてとりまとめることを目的とする。

### 【業務内容】

（中略）そこで、地方公共団体が地域政策に活用する際に参考となるような、環境カウンセラーの知見等の情報を調査・整理し、（4）で作成する『自治体のための地域人材活用マニュアル～環境カウンセラー編～』（仮）「以下マニュアルという」に反映させること。（以下略）

佐々木意見

「自治体」も多様である。内容やおかれた状況などがみな異なる。  
自治体毎のニーズも十分把握する必要がある。  
国、地方自治体、環境カウンセラーの連携の形を明確に示す必要がある。  
現状の公開データでは不十分なので、新しい人材データベースを作成することになる。将来的には仲介、力量保証といった機能が必要になるかもしれない。

(その他、カウンセラー制度そのものではないが内容的に関連するもの)

3) 平成26年度環境教育等に関する教職員・環境保全活動を担う者に向けた  
研修の企画運営及び検証業務

担当：環境教育推進室

内容：仕様書抜粋

【目的】

平成23年6月に改正された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(以下、環境教育等促進法)において、国は、学校教育等における環境教育の支援のため、教職員に対する研修の充実等を図ることとされている。

(中略)

さらに、「国連持続可能な開発のための教育の10年」国内実施計画では、地域社会・教育機関・住民等の多様なセクターがパートナーシップの下で、主体的に持続可能な地域づくりを進める人材の育成が重要とされている。

本業務では、環境教育を担う教職員と地域で環境に関する活動を実践している者が一緒に環境教育研修を受けることで、より実践的、効果的かつ質の高い環境教育、環境保全活動を実践できる人材を関係省庁が連携して育成し、持続可能な社会を担う人材育成の推進を図る。